Kozagawa Town Public Relations Magazine Vol.210

広報こざがわ 2026 10



キイジョウロウホトトギス

特集

スズメバチに注意しましょう　２ページ
令和７年度　一般会計決算　３ページ

スズメバチに注意しましょう



スズメバチの被害が増えています

全国的にスズメバチによる被害が増加しています。

原因として、地球温暖化による平均気温の上昇、梅雨の期間の減少など、様々な要因があります。結果として、適度に雨は降っていたのでハチのエサとなる虫に困ることもなく、巣がつぶれることもありませんでした。

スズメバチの活動が活発になる夏から秋にかけては、巣の規模が大きくなり、個体数も増えるため、人への被害が多発する傾向にあります。

スズメバチに対する正しい知識を身につけ、被害を未然に防ぐようにしましょう。





ハチの巣がよくある場所

スズメバチは攻撃性が強いとされており、巣を守るために人を襲うこともあります。

一般的に、スズメバチの巣は、低木の枝、庭木、軒先のほか、土の中や樹木の穴に作られます。

気付かないうちに巣が大きくなっていることもありますので、定期的に敷地内の見回りを行いましょう。

刺されたときの対処方法

①落ち着いて、ハチを刺激しないようにゆっくりと、刺された場所から数十メートル離れてください。

②傷口を流水（水道水など）でよく洗い流し、手で毒液を絞り出すようにします。

③患部に虫刺されの薬（抗ヒスタミン軟膏）を塗ります。

④以上の処置を施した後、できるだけ速やかに医師の診療を受けてください。





補助制度について

●スズメバチ駆除費補助金

スズメバチの巣を業者等に依頼して駆除する場合は、補助を受けることができます。

（対象者）

町内に存する土地、建物及び工作物等に営巣したスズメバチの駆除を業者等に依頼する方。

（補助金額）

駆除作業費の２分の１（限度額１万円）

●防護服の貸し出し

ご自分で駆除する場合は、無料で貸し出しも行っています。

【住民生活課】

令和７年度　一般会計決算

（単位：千円）

歳　入	歳　出	差　引	翌年度繰越財源	実質収支額
4,190,042	3,718,400	471,642	47,317	424,325

令和７年度の一般会計決算は歳入総額4,190,042千円、歳出総額3,718,400千円で、ここに翌年度に繰越すべき財源47,317千円を除いた実質収支額は424,325千円の黒字となりました。詳細は下記のとおりです。

（単位：千円）

歳　入

区　分		令和７年度 決算額	令和６年度 決算額	増減額
自主財源	地方税	229,293	220,417	8,875
	繰越金	453,011	500,018	△ 47,007
	諸収入	106,306	71,601	34,705
	分担金及び負担金	34,849	28,794	6,055
	使用料及び手数料	22,875	22,999	△ 124
	財産収入	4,217	13,596	△ 9,379
	寄附金	58,868	83,997	△ 25,129
	繰入金	110,694	97,447	13,246
	計	1,020,113	1,038,869	△ 18,757
依存財源	地方譲与税	145,116	139,242	5,874
	各種交付金	80,017	75,003	5,014
	地方特例交付金	415	7,762	△ 7,347
	地方交付税	2,037,576	2,012,555	25,021
	交通安全対策特別交付金	0	0	0
	国庫支出金	249,358	202,922	46,436
	県支出金	182,447	157,547	24,900
	町債	475,000	337,000	138,000
	計	3,169,929	2,932,031	237,899
歳入総額		4,190,042	3,970,900	219,142

（単位：千円）

歳　出

区　分		令和７年度 決算額	令和６年度 決算額	増減額
消費的経費	人件費	689,246	667,056	22,190
	物件費	706,592	689,732	16,860
	維持補修費	178,086	146,086	32,000
	扶助費	156,526	147,997	8,529
	補助費等	529,323	481,302	48,021
	計	2,259,773	2,132,173	127,600
投資的経費	普通建設事業費	568,089	700,356	△ 132,267
	災害復旧事業費	33,585	17,740	15,845
	計	601,674	718,096	△ 116,422
その他経費	公債費	309,911	306,688	3,223
	積立金	193,184	20,005	173,179
	投資及び出資金・貸付金	0	0	0
	繰出金	353,858	340,927	12,931
	計	856,953	667,621	189,332
歳出総額		3,718,400	3,517,890	200,510

自主財源・・・24.35％
依存財源・・・75.65％

消費的経費・・・60.77％
投資的経費・・・16.18％
その他経費・・・23.05％

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については下表のとおり、全てで財政の健全化を判断する基準を下回る良好な値です。
今後も健全な財政状況を維持できるよう、適正な財政運営に努めます。

◎令和７年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	備　考
― （赤字なし）	― （赤字なし）	5.2	― （該当なし）	※全項目で基準を下回っています。

(15.00)	(20.00)	(25.00)	(350.0)	早期健全化基準
(20.00)	(30.00)	(35.00)		財政再生基準

早期健全化基準・・・自主的な改善努力により財政の健全化を図るべき基準
財政再生基準・・・・国等の厳格な管理のもとで確実な財政再生を図るべき基準

◎令和７年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	⑤資金不足比率	備　考
古座川町簡易水道事業特別会計	― （該当なし）	経営健全化基準　20%

【総務課】





主な問い合わせ先

総務課
☎７２－０１８０

住民生活課
☎６７－７９００

地域振興課
☎６７－７９０１

建設課
☎６７－７９０２

出納室
☎６７－７９０３

議会事務局
☎６７－７９０４

教育委員会（教育課）
☎７２－３３４４

健康福祉課
☎６７－７１１２

地域包括支援センター
☎６７－７６１１

問……問合せ先



申請書の記入が楽に！窓口で「書かない運用」が始まりました

皆様の負担軽減と手続き待ち時間の短縮を目的に、本庁窓口に「申請書作成サポートシステム」を導入しました。

これまで申請書に住所や氏名などを手書きしていただいておりましたが、本システムの導入により、マイナンバーカードなどの本人確認書類を読み取ることで、申請書が簡単に作成できるようになります。



○サポートシステム対象の証明書（令和８年９月１日現在）
・住民票の写し
・戸籍謄本・抄本
・戸籍の附票の写し
・身分証明書

○このような方におすすめです
・書類の記入に時間がかかる方や、手間に感じている方
・記入方法が分からない方
・ご高齢の方や、小さなお子様連れで記入が大変な方

「書類の記入が大変」「どこに何を書けばいいか分かりにくい」と感じていた方は、ぜひお気軽に窓口でご利用ください。

【住民生活課】

町税等の納付は口座振替が便利です！

町税等の納付を忘れてしまったことはありませんか。口座振替は、ご指定の預貯金口座から、町税等を納期毎に自動的に引き落として納付する方法です。口座振替にすると、役場や金融機関に出向く手間を省け、納め忘れの心配がありません。

○口座振替ができる町税等
・町県民税（普通徴収分）
・固定資産税
・軽自動車税
・国民健康保険税
・介護保険料
・後期高齢者医療保険料

○利用できる金融機関
・紀陽銀行
・三十三銀行
・和歌山県農業協同組合
・ゆうちょ銀行

○申し込み方法
指定される口座の「預貯金通帳」と「届け印」、口座振替にする町税等の「納税通知書（納付書）」をお持ちの上、直接金融機関へお申し込みください。

【住民生活課】

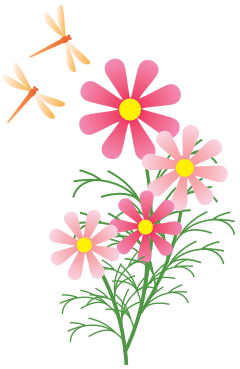


町税等の納期限

税　目	期　別	納　期　限
国民健康保険税	第５期	令和８年11月30日
介護保険料	第８期	
後期高齢者医療保険料	第５期	
固定資産税	第４期	令和８年12月25日
国民健康保険税	第６期	
介護保険料	第９期	
後期高齢者医療保険料	第６期	

＊納期限を過ぎると、延滞金が加算されます。

【住民生活課】



重度心身障害児（者）医療費助成制度について

身体障害者手帳１級～３級の方、療育手帳Ａ判定の方、精神保健福祉手帳１・２級の方、特別児童扶養手当１級の方の医療費と入院時食事療養費を助成します。

※身体障害者手帳３級の方については、入院の医療費のみ対象となります。（所得制限あり）

【住民生活課】

ひとり親家庭医療費助成制度について

児童を有する配偶者のいないひとり親家庭の医療費と入院時食事療養費を助成します。（所得制限あり）

○対象期間

児童が18歳に達する日以降最初の３月31日まで

【住民生活課】

子ども医療費助成制度について

０歳から18歳に達した日以降の最初の３月31日までの子どもの医療費と入院時食事療養費を助成します。

○対象期間

児童が18歳に達する日以降最初の３月31日まで

【住民生活課】

老人医療費助成制度について

67歳から69歳までの方で、次の要件に該当する方について保険適用の医療費の自己負担３割のうち１割を助成します。

①後期高齢者医療制度の被保険者ではないこと

②生活保護を受けていないこと

③対象者を含む世帯全員が市町村民税非課税であること

④対象者を含む世帯全員の前年の収入金額の合計額が次の基準以下であること

１人世帯：１００万円

２人世帯：１４０万円（以下１人増えるごとに40万円加算）

※収入の中には、市町村民税のかからない「遺族年金」、「遺族恩給」、「障害年金」、「老齢福祉年金」、「雇用保険」、「福祉給付金」などあらゆる収入を含みます。

⑤対象者の金融資産（預貯金、国債・株式等の有価証券）の合計額が３５０万円以下であり、かつ、世帯全員の金融資産の合計額が３５０万円×世帯員数以下であること

⑥対象者を含む世帯全員が活用できる資産（今住んでいる土地・家屋や田畑、山林等ただちに処分が難しい物は除く）を所有していないこと

⑦対象者が同じ世帯以外の方から扶養（税、健康保険）を受けていないこと

【住民生活課】

古座川町入院時室料市町村間差額補助金交付制度について

町民が入院した際に支払う室料が、医療機関所在市区町村民が支払う室料より増額されている場合、その増額分を補助します。（所得制限あり）

○対象者
入院期間の初日を基準日とした前年の所得（1月から5月までの間の入院時室料については、前々年の所得）にかかる住民税が課せられていない世帯、及び住民税の均等割額のみが課せられている世帯に属する方

○上限額
1日当たり2千円、1年間（毎年6月から翌年5月）当たり18万円

○申請方法
入院費の領収書、振込口座の通帳、室料が明記された案内等をご準備いただき、住民生活課、保健福祉センターまたは各出張所で申請してください。

【住民生活課】



高齢者等の定期予防接種について

高齢者等の定期予防接種を、令和8年10月より開始しています。

○定期予防接種
季節性インフルエンザ及び新型コロナワクチン

○対象者
接種日において、古座川町に住所を有する次のいずれかに該当する方
①65歳以上の方
※該当する方には個別で書類を送付しています。
②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に、日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方
※該当する方で、接種を希望される場合、健康福祉課にご連絡ください。

○接種方法：医療機関での個別接種
各個人で医療機関に予約し接種していただきます。

○自己負担金
インフルエンザ：なし（無料）
新型コロナ：1千円
（生活保護受給者は無料）

【健康福祉課】

通話録音装置等購入費補助金について

高齢者に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺や、悪質な電話勧誘等を未然に防ぐため、通話録音装置等について、購入費の一部を補助します。

○対象となる方
町内に住所を有する65歳以上の方

○対象となる機器
①通話録音装置
②着信拒否装置
③通話録音機能又は着信拒否機能を内蔵する固定電話機
※購入する機器が補助対象となるか不明な場合は、事前にご相談ください。

○補助金の額
1世帯につき装置等1台当たりの購入に要する費用（設置に係る労務費を除く）の2分の1以内（上限額1万円）。

○申請について
購入日から1か月以内または購入日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、必要書類を添えてご提出ください。

その他、詳しくは地域振興課までお問い合わせください。

【地域振興課】



行政相談の開催日程について

皆さまの身近な相談相手として、国などの行政に対する相談や要望を広く受け付け、助言や関係行政機関に関する通知などを行っています。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

【総務課】

実施日	相談所開設
12月16日（水）	七川出張所
2月17日（水）	保健福祉センター

開設時間：午後1時30分～3時30分
行政相談員：纐纈　康博

行政相談窓口
マスコットキャラクター
「キクーン」



乗って残そう、きのくに線
～地域の鉄道を未来へ～

JR紀勢本線（きのくに線）は、通学や通院、買い物、観光など、私たちの暮らしを支える大切な鉄道です。しかし、利用者の減少により、路線の維持が年々厳しくなっています。

一度失われた鉄道を取り戻すことはできません。地域の足を守り、次の世代へ繋ぐために、いちばんの支えとなるのは、私たちが「乗って利用する」事です。

古座川町も参加している紀勢本線活性化促進協議会では、鉄道の利用促進に取り組んでいます。役場でも、職員の出張などにできる限り鉄道を利用していきます。

お出かけの際は、ぜひきのくに線をご利用ください。皆さまお一人おひとりの一歩が、地域の鉄道を守る力になります。



【総務課】

『和歌山県最低賃金が改正決定されました』

和歌山県最低賃金　時間額1，101円
効力発生日　令和8年10月3日
詳細については、和歌山労働局労働基準部賃金室
（電話 073-488-1152）
又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

○最低賃金の改正に伴い、主な生産性向上等のための支援策の御案内

①「賃上げ」支援助成金パッケージ
②キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
③和歌山働き方改革推進支援センター
④人材開発支援助成金（人材育成支援コース）
⑤人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
※支援策の詳細や問合せ先は左記QRコード、またはアドレスからご確認ください。

【和歌山労働局】

厚生労働省ホームページ（事業所への支援策）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/

和歌山労働局ホームページ（最低賃金について）
https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/home.html

【お詫びと訂正】 広報こざがわ8月号の8ページの記事中、令和5年度 特定健診受診率について、12.9%と記載していましたが、正しくは42.9%でした。お詫びして訂正いたします。

「万が一」に備え、今できることから
～災害に強いまちづくりに向けた「事前復興計画」の策定～



近年の自然災害の激甚化や、いつ起こるかわからない大規模地震への備えは、私たちの命と暮らしを守るために最も重要な課題です。

本町では、令和8年3月に公表された新たな津波浸水想定などを踏まえ、被災後の迅速な復興を見据えた「事前復興計画」の策定を進めています。なぜ今、この計画が必要なのか、そして現在進めている具体的な防災・減災の取り組みについてご紹介します。

なぜ今、「事前復興計画」が必要なのか？（策定のきっかけ）

令和8年3月、県から南海トラフ巨大地震による「新たな津波浸水想定」が公表されました。

この想定により、本町でも津波の浸水区域がさらに拡大し、災害対策本部機能を担う役場本庁舎が新たに浸水区域に含まれることが明らかになりました。

発災直後から機能不全に陥るリスクを想定し、「被災した後にどう立て直すか」ではなく、「あらかじめ被災を想定して、復興のシナリオや手順を平時から準備しておく」こと（事前復興）が急務となっています。



防災体制の強化（計画やハザードマップのアップデート）

最新の被害想定や知見を反映し、町の防災基準をより確実なものへ改訂します。

- 地域防災計画・津波ハザードマップの改訂
- 中小河川ハザードマップの改訂・新規作成



住民の皆様へのお願い～共に備えるまちづくり～

事前復興や防災・減災の取り組みは、行政が動くだけでは十分に機能しません。

「自分の命は自分で守る（自助）」、そして「地域で互いに助け合う（共助）」の意識が何よりも大切です。

ハザードマップでご自宅や職場の危険性を確認し、日頃からの備えや避難行動について、ご家族や地域で話し合ってみてください。

町は、皆様が安心して暮らせる「災害に強いまち」の実現に向けて、一歩一歩着実に取り組んでまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。



【総務課】

二十歳の集い



８月15日（土）、中央公民館において、公民館主催「二十歳の集い」が開催され、人生の節目である「二十歳」を祝いました。

対象者は、平成18年４月２日から平成19年４月１日までに生まれた古座川町出身者等です。この日は、対象者20名のうち16名が出席し、同級生との再会を喜びました。

式典では、公民館長からの式辞や町長からの祝辞があり、これを受け、二十歳代表から地域の皆さまへのお礼の言葉と今後の決意を語っていただきました。式典後、ヤブシンさんによる記念コンサートがあり、賑やかな式となりました。

【教育委員会】

川崎市訪問ふれあい交流事業


よみうりランド見学


キーホルダーづくり

８月26日（水）から28日（金）にかけて、古座川町青少年育成町民会議主催「川崎市ふれあい交流事業」が実施され、参加を希望した町内の小学６年生の11名が神奈川県川崎市を訪問しました。

今回の訪問では、平成27年度より包括連携協定を結んでいる玉川学園を訪問し、サンゴ研究部の生徒の指導のもとキーホルダーづくりや、川崎市立土橋小学校の６年生と交流を楽しみました。

また、７月に実施したふれあいサマーキャンプ交流で古座川町を訪れた川崎市の参加者との夕食交流会やレクリエーションもあり、子どもたちは約１か月ぶりの再会を喜びました。

【教育委員会】



職業体験

８月27日（木）、28日（金）の２日間、古座中学校の生徒２名が役場本庁で職業体験を行いました。

各課を回り、時折笑顔を見せながら仕事を体験していました。

行政の仕事を知ってもらう、良い機会となりました。

【総務課】











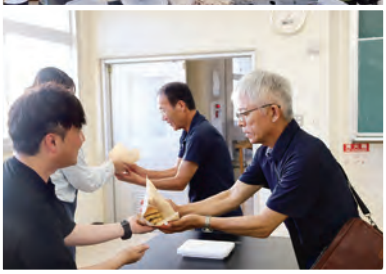
【写真】 ①出納室での事務作業
②総務課での町内放送
③建設課での工事現場見学











「清流古座川鮎バーガー」づくり

９月１日（火）、串本古座高校生が「総合的な探求の時間」で「清流古座川鮎バーガー」を作りました。

これまで海の魚を使ったフィッシュバーガー作りを成功させてきた経験をもとに、「清流の女王」である鮎を使ったバーガー作りに挑戦することに。古座川漁業協同組合から提供していただいた鮎を自分たちで三枚おろしにし、ソースも様々な調味料を混ぜて手作りしました。

出来上がった鮎バーガーを組合の方々も「美味しい」と言いながら食べていました。

また、大屋町長にもテイクアウト用に包んでもらい、美味しくいただきました。

【総務課】

古座川町　大学連携事業






【玉川大学・発表と活動風景】
写真提供：古座川町観光協会

【北海道大学・発表と活動風景】
写真提供：北海道大学和歌山研究林

９月11日（金）、大学連携事業の一環として、二つの大学のプレゼン発表が行われました。

それぞれの大学はフィールドワークを行っており、玉川大学は古座川町における観光素材の発掘を、北海道大学は地域づくりの構想を発表しました。

【総務課】



キイジョウロウホトトギスの開花

紀伊半島南部にのみ自生するキイジョウロウホトトギスが花を咲かせ始めています。

釣り鐘状の黄色い花を咲かせるユリ科の植物で、名前は「優美な姿のため貴婦人のことを指す【上臈（じょうろう）】」と「花の内部の模様がホトトギスに似ていることから【ホトトギス】」を合わせて付けられました。

環境省レッドデータブックにも掲載されており、和歌山県では絶滅危惧種Ⅱ類に分類されています。

古座川町のとある場所では、10月２日（金）の時点で１割にも満たないほどの咲き具合でしたが、10月15日（木）には８割ほど咲いていました。

もし見かけた場合は、この「山里の貴婦人」を温かく見守っていただけると幸いです。

【総務課】





ツキノワグマの緊急銃猟実施について

10月６日（火）午前８時頃、古座川町田川地区集落より上流約２km地点で、ツキノワグマ（１頭）がくくりわなで錯誤捕獲された事案が発生し「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、緊急銃猟を実施しました。

緊急銃猟は、令和７年９月１日に制度が運用されてから、県内では初めての実施となります。

緊急銃猟とは

近年、クマやイノシシが人の生活圏に出没する事例が国内で増加していることを受けて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が改正され、新たに「緊急銃猟」制度が創設されました（令和７年９月１日施行）。

この制度は、クマやイノシシの出没があった際にすぐに銃器を使用した捕獲が可能となるものではなく、以下の４つの条件を満たした場合に限り、市町村長の判断により、銃器を使用した捕獲等が可能になる制度です。

①クマやイノシシが人の日常生活圏に侵入していること（侵入するおそれが大きいことを含む）
②クマやイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
③銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
④住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと



ツキノワグマに遭遇しないために以下のことにご注意ください

●早朝や夕方はできるだけ１人での農林作業を避けましょう。
●鈴やラジオなど音の出るものを携帯してください。
●生ごみやペットフードを屋外に放置しないようにしましょう。
●クマを見かけた場合は、近づかず、刺激せず、向き合ったままゆっくり立ち去ってください。



クマを目撃しましたら地域振興課までご連絡ください。

クマに出会わないために。知っておきたい対策（政府広報オンラインより）
https://www.gov-online.go.jp/article/202609/entry-11625.html



捕殺したツキノワグマ（体長130センチ。オス成獣）



【地域振興課】

10月新規採用職員紹介



柏　雄飛（地域振興課）

今年度10月１日より地域振興課に配属となりました柏雄飛です。

民間で培った経験を活かし、古座川町の発展や住民の皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。



寺口　千晶（住民生活課）

住民生活課に配属となりました、寺口千晶です。

新しい環境での仕事に緊張していますが、町民の皆さまに顔と名前を覚えていただき、気軽に声をかけていただける職員になりたいと思っています。一つひとつの仕事を丁寧に覚え、古座川町の皆さまのお役に立てるよう頑張ります。

よろしくお願いいたします。



三國　敬太（健康福祉課）

健康福祉課に配属となりました三國敬太と申します。

古座川町の豊かな自然と、人の温かさに支えていただいていることを胸に、皆様の生活のお役にたてるよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

公証役場通信

新宮公証役場　公証人　三橋　豊

電話　０７３５－２１－２３４４

新宮市緑ヶ丘２－１－３１カマツカビル３Ｆ

第１７話
将来への備えにより、豊かな老後を過ごす！

「その６：生前の整理、その７：よりよく生きる」

終活として、自分の交友関係、生活や医療の情報などをまとめ、相続のことも整理できると、今後の生活を前向きに考えて行動していく、充実した日々の一歩になるのではないでしょうか。自身の身の回りの整理のほか、親族との関係性にも目を向けてみましょう。

その中で、家族との交流はいかがでしょうか。何かのきっかけで、子どもと連絡が途絶えている、住所は知っているが帰省することがないなど、気になる方がいらっしゃるかもしれません。私は、広報誌や新聞に遺言や後見の記事を書いて、家族のコミュニケーションにも利用していただければと思っています。

そのせいか、最近では、大阪に住む息子に後見の話をしたら応じてくれ、遺言も作ることにしたとか、名古屋に住む娘が心配して、後見の契約に協力してくれたなど、親の老後を心配する子どもらの考えが聞けて、将来の備えをすることができたという事例が増えてきています。

「老いては子に従え。」といいますが、親のことを心配している子は割合的に多い統計もあります。

親の側から声をかけることで、子どもも素直になれるかも知れません。

年末に向けて、今一度、親子の交流を始めることも、終活の一つではないでしょうか。

９月、10月と、古座川町各地で、講演会を開催させていただきました。

ご来場いただいた皆さま、ありがとうございます。また、来られなかった皆さんには、次回、お会いできる日を楽しみにしています。

食推コーナー

～生涯骨太クッキング事業～



古座川町では、７月に健康フェスタにおいて「骨密度測定」の機会がありました。食生活改善推進協議会では、骨密度への関心が高まったこのタイミングで骨太クッキング・食事会を開催しました。

当日は、カルシウムの強化とフレイル予防を意識したメニューを食推と希望者で調理し、できあがった料理を総勢24名で囲みました。

骨を強くするには、カルシウム・たんぱく質・ビタミンDなどを多く含む食品を取り入れることに加え、運動や日光浴など多方面からのアプローチが大切です。

しっかり食べて、適度に外出して運動すると、眠りの質も良くなります。結果として、健康は「食事・運動・睡眠」この３本柱が基本となります。





メニューは、雑穀のきのこたっぷりチャーハン、しらすと卵のスープ、豚しゃぶとねばねば野菜のごまポン酢和え、抹茶と甘酒のプリンでした。

健康寄席 廣西先生の



第五十八回「医療に広がるAI」

最近、文章を作ったり質問に答えたりするAIが、ずいぶん身近になってきました。仕事や勉強だけでなく、日常生活の中でもAIを使う機会が増えています。医療の世界でも、診療記録をまとめたり、患者さんへの説明だとか、画像や検査データの確認などに活用が広がっています。

つい最近、米国のFDA（食品医薬品局）が、生成AIを組み込んだ医療機器を今後どのように評価し、安全に使っていくかについて検討を始めました。FDAは、医薬品や医療機器の安全性を審査・監督する機関で、日本でいえば厚生労働省に近い役割を担っています。AIの便利なところは、たくさんの情報を短い時間で整理し、その場に応じた答えを出せることです。例えば、膨大な検査結果の中から注意が必要な変化を見つけたり、診療内容を分かりやすい文章にまとめたりする能力は素晴らしいものがあります。医療従事者の事務作業が減れば、その分、患者さんと向き合う時間を増やせるかもしれません。

一方で、AIはいつも正しいとは限りません。

間違った内容を、もっともらしく答えてしまうこともあります。医療では、こうした小さな誤りが診断や治療に影響する可能性があります。そのため、「どれくらい正確か」だけでなく、「安全に使い続けられるか」「誰が最終的に確認するのか」が重要なのだと思います。また、患者さん一人ひとりの表情や声の調子、ちょっとした体調の変化に気づくことは、人にしかできない部分も少なくありません。病気を診るだけでなく、不安を聞き、安心できる言葉をかけることが改めて重要になるでしょう。

これからAIは、医師や看護師に代わる存在というより、診療を支える新しい道具の一つになっていくのでしょう。何でもAIに任せるのではなく、その良さを上手に生かしながら、最後は人が責任を持って判断する、そんな医療のかたちが、これから少しずつ広がっていきそうです。

【健康福祉課】

広報こざがわ　●発行・編集　古座川町役場総務課／広報委員会　☎0735-72-0180　FAX 0735-72-1858
10月号　令和8年10月28日発行　ホームページ https://www.town.kozagawa.lg.jp/　Eメール info@town.kozagawa.lg.jp